

令和7年(2025年)7月4日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局指導室

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の
委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について

標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3
項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 報告内容

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の
委任に関する規則第5条に規定する令和6年度の管理及び執行状況

2 報告様式

別紙のとおり

別紙

1 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務（規則第2条関係）

(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条及び第24条の規定による区立幼稚園教育職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施に関する事。 (規則第2条第12号)	
	【幼稚園教育職員の初任者研修】 該当なし 【令和6年度東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修Ⅰ】 該当なし
(2) 区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事。 (規則第2条第15号)	
	該当なし

2 東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務（規則第3条関係）

(1) 区立小中学校に置かれる主任等を命ずること。（規則第3条第19号）	
	（件数、件名、主な内容など） ア 教務主任（小学校1名、中学校3名） 教務に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 イ 生活指導主任（小学校5名、中学校5名） 生活指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 ウ 保健主任（小学校19名、中学校9名） 保健に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 エ 学年主任（小学校107名、中学校20名） 学年の教育活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 オ 研究主任（小学校19名） 研究活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 カ 進路指導主任（中学校5名） 進路指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 ※ 各小中学校において、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、これらの主任を置いていない。
(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に基づく区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用に関すること。（規則第3条第25号）	
	（件数、件名、主な内容など） 該当なし
(3) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。「給与負担法」という。） 第1条及び教育公務員特例法第23条の規定による初任者研修の実施に関すること。（規則第3条第27号）	

	○年間１０回程度（区内教育センター等における研修） ※特別支援学級の初任者については、年間１０回程度の区内教育センター等における研修に加えて、東京都教職員研修センターにおける研修を３回程度受講する。 ○課題別研修（半日を１回とし、６回以上） ○校内における研修 授業に関する研修 週４時間（年間１２０時間）以上 授業以外の研修 週２時間（年間６０時間）以上 ○研修対象：令和６年度新規採用教員、令和６年度期限付任用教員 令和５年度未修了者 ○宿泊研修（２泊３日）：中野区軽井沢少年自然の家 ○東京都に新規に採用された教員に対して、東京都教員人材育成基本方針に示された教員に求められる４つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。
(4)	給与負担法第１条及び教育公務員特例法第２４条の規定による中堅教諭等資質向上研修の実施に関すること。（規則第３条第２８号）
	【令和６年度東京都公立学校教員中堅教諭等資質向上研修Ⅰ】 ○校外における研修：１２単位、選択研修：４単位 （Ⅲ段階教員の校外における研修は８単位） ※半日を１単位とする。 ○研修対象：在職期間が１０年に達した教諭（主任教諭を含む。）を対象 ※教職経験年数１１～１３年目の間に年度を選択して受講する。 ○学習指導、生活指導・進路指導等に関する指導力の向上や自らの専門性の向上を促すことをねらいとして、個々の教員の能力や適性等に応じた研修を実施した。また、公務員としての資質向上をねらいとして、教育法規、服務、人権教育等の研修を実施した。更に、長期休業中等に、民間企業等の体験、ボランティア活動等を行い、組織の中堅として果たすべき役割を学んだ。 ○年度当初、学校の管理職が該当教職員を「ⅰ、ⅱ、ⅲ」段階に評価し、それぞれの段階に応じた研修を行った。 ⅰ段階（教諭）：学習指導等の基礎的な力を身に付ける必要がある。 校外における研修１６単位 校内における研修９０単位

	ii 段階（教諭）：学習指導等について求められる水準の力を有している。 校外における研修 16 単位 校内における研修 90 単位 ii 段階（主任教諭）：学習指導等について求められる水準の力を有している。 校外における研修 16 単位 校内における研修 54 単位 iii 段階（教諭）：学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。 校外における研修 12 単位 校内における研修 90 単位 iii 段階（主任教諭）：学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。 校外における研修 12 単位 校内における研修 54 単位 【令和 6 年度東京都公立学校中堅養護教諭等資質向上研修 I】 該当なし 【令和 6 年度東京都公立学校中堅栄養教諭等資質向上研修 I】 該当なし 【令和 6 年度東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修 I】 該当なし
(5) 給与負担法第 1 条及び地教行法第 21 条第 8 号の規定による区立小中学校の新規採用教員に対する研修の実施に関する事。（規則第 3 条第 29 号）	
	【新規採用養護教諭研修】 ○年間 4 回：区内教育センター等における研修（開講式、メンタルヘルス、特別支援学校見学、閉校式） ○年間 6 回以上：東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修 ○夏季集中研修：宿泊研修の代わりに、東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修を半日で 1 回とし、4 回程度（2 日間）実施する ○校内における研修：105 時間以上実施する。
(6) 給与負担法第 1 条及び地教行法第 21 条第 8 号の規定による新任教務主任研修及び主幹研修の実施に関する事。（規則第 3 条第 30 号）	
	○年間 1 回 ○研修対象：9 名

	○主幹教諭研修会 ○主幹教諭の職責及び職務内容の理解ならびに、主幹教諭に求められる4つの役割に対する認識を深め、自身の学校運営力の向上を図ることをねらいとして新任主幹教諭対象にオンラインで開催した。研修内容を基に事後課題に取り組ませ、提出をもって受講と認定した。
(7) 非常勤講師の任免に関する事。ただし、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）に基づく講師を除く。（規則第3条第34号）	
	（件数、件名、主な内容など） 件数：特別非常勤講師3名 内容：小学校第1・2学年における体育指導72時間、小学校第5・6学年における外国語活動指導48時間
(8) 区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事。（規則第3条第45号）	
	○小学校 第5学年（軽井沢移動教室、体験学習選択制）2泊3日20校 第6学年（軽井沢移動教室、体験学習選択制）2泊3日20校 ○中学校 第1学年（移動教室）1泊2日9校 第2学年（移動教室）2泊3日9校 第3学年（修学旅行）2泊3日9校